

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合

健康保険証廃止に伴う届出用紙の追加・変更及び資格確認書等について

謹啓 霜秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当組合の運営につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月 2 日から現行の健康保険証の新規発行が終了するのに伴い、下記の届出様式が追加・変更となりますのでお知らせいたします。

新様式においては、当組合ホームページの届出・申請用紙一覧からダウンロードしてご利用ください。

謹白

記

1. 届出様式の変更について

- ① 健康保険 資格取得届
- ② 健康保険 被扶養者異動届
- ③ 健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書
- ④ 健康保険 任意継続被保険者資格喪失申出書

※新たに「資格確認書発行要否」欄が追加されました。

お手数ですが「マイナ保険証」の有無を被保険者の方へご確認いただきますようご協力をお願いします。

※届出様式①～③について、令和 6 年 12 月 2 日以降に当組合に届く旧様式については、資格確認書発行が必要な方は、備考欄に「資格確認書要」と記入しご提出ください。

※届出については、これまで同様、事実発生日から 5 日以内となります。速やかに当組合へ届出いただきますようご協力をお願いいたします。

2. 新たに追加された様式について

- ① 健康保険 資格情報のお知らせ再交付申請書

「資格情報のお知らせ」を紛失・棄損した際にご使用ください。

ただし、マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」を参照できる場合は、当該画面で代用が可能となるため、原則申請は不要です。

- ② 健康保険 資格確認書（再）交付申請書

申請理由が「申請書内にある理由欄」の 1～8 に該当する方のみ発行となります。マイナ保険証が利用できる方は申請ができません。

なお、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく、念のために資格確認書を持っておきたいという理由では交付することができません。

3. 「資格確認書」について

令和6年12月2日から「マイナ保険証」をお持ちでない方等については、医療機関等「オンライン資格確認」による受診ができません。このため、新規加入者および氏名変更・保険証を紛失した方で「マイナ保険証」をお持ちでない方に「資格確認書」を交付いたします。

※保険証をお持ちの方は、令和7年12月1日までは保険証を使用してください。

(1) 資格確認書の発行対象となる方

- ① マイナンバーカードを紛失した
- ② マイナンバーカードの更新手続き中
- ③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ
- ④ マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない
- ⑤ マイナンバーカードを作っていない
- ⑥ マイナンバーカードを返納した
- ⑦ マイナ保険証による受診に第三者（介助者など）のサポートが必要なため
- ⑧ 資格確認書を滅失・き損した

※①、⑥、⑦、⑧に該当する方は、「健康保険 資格確認書（再）交付申請書」の申請手続きが必要です。③、④、⑤に該当する方は、組合にて利用登録状況を確認した上で交付いたしますので申請の必要はありません。

(2) 「保険証」を保有している方

保険証をお持ちの方は、(1)に該当した場合でも、令和7年12月1日までの間は、「保険証」が利用可能であるため「資格確認書」の交付は出来ません。

なお、経過措置期間の終了日までに、マイナ保険証をお持ちでない方については、「資格確認書」を職権で交付いたします。

4. 「資格情報のお知らせ」について

資格情報のお知らせとは、自身の記号・番号を含む被保険者資格等を簡易に把握できるように記載した通知です。

また、中間サーバーへの加入者情報等の登録完了をお知らせするための通知です。

令和6年12月2日以降に「資格取得届及び被扶養者（異動）届（認定）」を提出した方全員に交付いたします。

中間サーバーへの加入者情報等の登録完了後※（組合にて処理した日+3日）資格情報のお知らせを送付いたします。

※中間サーバーへの加入者情報の登録完了とは、保険者が加入者情報を医療保険者向け中間サーバー（国のデータベース）へ登録後、加入者が医療機関においてオンライン資格確認ができるようになった状態のこと。

※中間サーバーへ登録を行ったが、エラーとなった場合、「資格情報のお知らせ」を送付することができないため、事業所宛てにご連絡させていただきます。随時ご対応をお願いいたします。

以上

お問い合わせ等につきましては適用・徴収グループまで

電話 03-3404-7344